

福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(強度行動障がい・短期入所)
Q&A

目次

項番	質問	頁
Q1	この補助の対象となる強度行動障がい者(補助該当者)とは、どのような方ですか。	2
Q2	補助の対象になるのは、どのような経費ですか。	2
Q3	事業実施の場所は決まっていますか。	2
Q4	利用者の自己負担額はありますか。	2
Q5	補助に上限はありますか。	2
Q6	1年度の補助上限に達しなかった場合、残った回数を次年度に繰越してきますか。	3
Q7	補助該当者は、複数の事業所を利用できますか。	3
Q8	支給決定申請時に、強度行動障がいの判定が必要ですか。	3
Q9	利用する短期入所事業所を変更した場合に、変更後の事業所はどのような手続が必要ですか。	3
Q10	補助該当者や短期入所事業所が福岡市外へ転居した場合、この事業を利用できますか。	3
Q11	加配職員とは、どのような職員ですか。また、どのように確認・報告する必要がありますか。	4
Q12	補助の期間はどれくらいですか。	4
Q13	補助対象の上限を超えて支援を必要とする場合、超えた時間は補助対象となりますか。	4
Q14	この事業を実施した場合、事業所から福岡市への報告は必要ですか。また、補助金は、どのように支払われますか。	4
Q15	補助金の交付申請は、短期入所の利用前に行う必要がありますか。	4
Q16	補助金交付決定を受ける前に利用した短期入所は、補助の対象になりますか。	5
Q17	短期入所を予定していたが、キャンセルや途中退所となった場合、補助の取扱いはどうなりますか。	5
Q18	実績報告時には、どのような書類を提出する必要がありますか。	5
Q19	同一日に複数の補助該当者を受け入れた場合、補助はどのように扱われますか。	5

Q1 この補助の対象となる強度行動障がい者(補助該当者)とは、どのような方ですか。

A1 福岡市で支給決定を受け、下記①②のいずれかに該当し、かつ、過去1年以内に短期入所を利用していない方です。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではありません。

①障がい支援区分認定調査における行動関連項目のスコア合計が18点以上の方

②上記①に該当しないが、障がい支援区分認定調査における行動障がいに関連する項目のうち、自らを傷つける行為、他人を傷つける行為、物や衣類を壊す、不潔行為のいずれかについて頻回し、支援が必要である方

なお、過去1年とは、補助申請年度の前年度(4月～翌3月)を指します。

Q2 補助の対象になるのは、どのような経費ですか。

A2 短期入所事業所が補助該当者を受け入れるために必要となる生活支援員を加配するための経費です。

なお、本補助は、令和9年度報酬改定までの臨時措置です。

Q3 事業実施の場所は決まっていますか。

A3 福岡市の指定を受けた短期入所事業所に限ります。

Q4 利用者の自己負担額がありますか。

A4 障がい福祉サービスを利用するための自己負担額があります。本事業の実施に伴う追加の負担はありません。

Q5 補助に上限はありますか。

A5 原則、対象者1人につき、1回2泊3日(40時間)、1年2回までの利用が、補助の対象となります。

Q6 1年度の補助が上限に達しなかった場合、残った回数を次年度に繰越しできますか。

A6 次年度に繰越しはできません。

Q7 補助該当者は、複数の事業所を利用できますか。

A7 利用可能ですが、1年度の上限回数を超える部分の補助はありませんのでご注意ください。

Q8 支給決定申請時に、強度行動障がいの判定が必要ですか。

A8 短期入所の支給決定を受けていない場合は、区へ申請を行ってください。
その際、強度行動障がいの判定がなくても、A1②のように、特定の行動障がい者が頻回する場合は、補助該当者となることがあります。

Q9 利用する短期入所事業所を変更した場合に、変更後の事業所はどのような手続きが必要ですか。

A9 補助を希望する場合は、変更後の短期入所事業所から福岡市へ、新たに補助金の申請が必要です。ただし、補助の回数は、変更前の事業所における利用回数を減じた回数となります。

Q10 補助該当者や短期入所事業所が福岡市外へ転居した場合、この事業を利用できますか。

A10 この事業は利用できなくなります。

Q11 加配職員とは、どのような職員ですか。また、どのように確認・報告する必要がありますか。

A11 基準人員を超えて、配置される職員です。事業所は補助該当者に対し、マンツーマンで対応できるように職員を配置する必要があります。職員については、新たに雇用するのではなく、勤務日の調整等により、該当日にマンツーマンで対応できる体制とすることで差し支えありません。
支援状況については、実績報告書及び勤務形態一覧等の書類等を提出いただき、補助該当者を支援した職員が在籍していることを確認します。

Q12 補助の期間はどれくらいですか。

A12 補助の対象期間は、交付決定の日から当該年度の3月31日までの範囲で必要な期間となります。

Q13 補助対象の上限を超えて支援を必要とする場合、超えた時間は補助対象となりますか。

A13 上限を超えた時間や回数については、補助対象となりません。

Q14 この事業を実施した場合、事業所から福岡市への報告は必要ですか。また、補助金は、どのように支払われますか。

A14 事業を実施した短期入所事業所は、補助事業完了後速やかに、福岡市へ「福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(強行・短期入所)実績報告書」、「福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(強行・短期入所)事業報告書及び収支報告書」、「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧」及び「請求書」を提出してください。その後、指定の口座へ補助金をお支払いします。

Q15 補助金の交付申請は、短期入所の利用前に行う必要がありますか。

A15 補助金の交付申請は、原則として、補助該当者を受け入れる前に行う必要があります。短期入所の利用開始後に申請された場合は、補助の対象とならないことがありますので、事前に福岡市へ申請してください。ただし、急な利用開始等、申請が間に合わない場合は個別にご相談ください。

Q16 補助金交付決定を受ける前に利用した短期入所は、補助の対象になりますか。

A16 交付決定を受ける前に実施した短期入所については、原則として補助の対象にはなりません。補助金は、福岡市が交付決定した内容及び期間に基づき実施された事業について交付されますので、必ず交付決定後に事業を実施してください。ただし、急な利用開始等、申請が間に合わない場合は個別にご相談ください。

Q17 短期入所を予定していたが、キャンセルや途中退所となった場合、補助の取扱いはどうなりますか。

A17 キャンセルや途中退所となった場合は、実際に支援を行った時間・内容に基づき、補助対象となるかを判断します。

実績のない支援時間については補助の対象となりませんので、実績報告書に正確な支援内容を記載してください。詳細な取扱いについては、個別の状況に応じて福岡市へご相談ください。

Q18 実績報告時には、どのような書類を提出する必要がありますか。

A18 実績報告にあたっては、要綱に定める「福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(強行・短期入所)実績報告書」「福岡市重度障がい者受入促進事業補助金(強行・短期入所)事業報告書及び収支報告書」「請求書」に加え、支援状況や勤務実態が確認できる書類(従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表、支援記録等)を提出していただきます。提出書類の詳細については、福岡市から別途案内します。

Q19 同一日に複数の補助該当者を受け入れた場合、補助はどのように扱われますか。

A19 同一日に複数の補助該当者を受け入れた場合であっても、それぞれの補助該当者ごとに、要綱及び別表に定める上限の範囲内で補助の可否を判断します。各補助該当者に対し、マンツーマンで支援する体制が確保されていることが必要です。